

**遺伝子組換え作物をめぐる生命特許と農民特権
- シュマイザー・モンサント事件を中心に -**

平木 隆之

北海道東海大学

広島大学平和科学研究センター兼任研究員

**GMO Conflict between Patent Protection and Farmers'
Privilege:
A Schmeiser v. Monsanto Case**

Takayuki HIRAKI

Hokkaido Tokai University

Affiliated Researcher, Institute for Peace Science, Hiroshima University

SUMMARY

In the 1990s, genetically modified (GM) crops have rapidly gained favor with farmers

and increased in market share. GM crops are different from natural ones in that they are manufactured, not plants naturally grown. This aspect is very significant when we discuss the patentability of GM crops. The multinationals developing GM seeds have claimed patent protection for their “inventions” and the governments in the USA and Canada have concluded that GM crops are not the “discovery” of genes resulting from a law of nature. In other words, GM crops can be patentable as long as they can be approved as inventions with novelty and usefulness.

In the meantime, the multinationals require the farmers who purchase the patented GM seeds to sign the Technology Use Agreement (TUA) under which the farmers are not allowed to save, replant, transfer and sell them. However, the “farmers’ privilege” provided in the UPOV conventions has traditionally granted the farmers the right to save, replant, transfer and sell the seeds obtained from their own property.

The main focus of this paper is on the conflict over the patentability of GMOs in terms of the protection of farmers’ privilege. This paper considers the fact that the multinationals’ TUA restrict farmers’ privilege by referring to the first lawsuit in which Monsanto Co. sued Mr. Schmeiser, a Canadian farmer, against the patent rights for GM canola. In this lawsuit, Monsanto claimed that Mr. Schmeiser illegally saved and sold the GM canola seeds without signing the TUA with Monsanto, although Mr. Schmeiser claimed that the GM canola he used were grown naturally on his holdings because of wind or pollination. The conclusion is that the multinationals will restrict farmers’ privilege and strengthen their control over the property rights for genetic resources by making use of patent protection and its resulting TUA. Thus, this paper stresses that the soundness of life patent should be discussed based not only on ethical aspects, but on the structure of resource allocation between the multinationals and farmers.

はじめに

遺伝子組換え (GM) 作物は 1990 年代にその栽培面積と市場シェアを大幅に拡大したが、これは植物種というよりも人造の遺伝子を含む「製造品」とみなされる。このことは GM 作物に対する特許保護の議論において重要である。GM 作物そのものは植物であるので特許保護の対象とはならないが、それに含まれる遺伝子は自然界に存在しない人造の「発明」として特許保護対象となる。GM 作物に特許を与えると、農民は開発者であるバイオ多国籍企業の許可なくそれを利用できない。しかし、一方で国連食糧農業機関 (FAO) の「新植物種保護国際組合 (UPOV)」が規定する「農民特権 (farmers' privilege)」は農民に自らの土地に存在する種子についてはその自由な貯蔵、近隣農家との交換、再播種、販売を認めてきた。近年、自然現象により GM 作物がそれを栽培していない農家の土地に自生した結果、特許権と農民特権のコンフリクトが生じている。

本稿はこの問題に着目し、GM 作物をめぐる資源の所有と利用の問題を考察する。GM 作物をめぐる特許権と農民特権のコンフリクトについて考察するに際して、本稿はまず GM 作物のような生物に対し特許が認められるようになった事件を判例に基づいて明らかにする。次いで、近年の GM 作物に対する特許保護とバイオ多国籍企業が GM 作物を導入する農家と結ぶ「技術利用合意 (Technology Use Agreement: TUA)」により農民特権が制限されている問題を現在カナダで係争中の判例を手がかりに考察する。

1 生命特許の制度化

1.1 チャクラパーティ・ダイヤモンド事件

植物や動物などの生物に対する特許保護を初めて認めた国は米国である。米国では 1980 年に米国最高裁判所が初めて人造の生物の特許権の対象として認めた。いわゆる「チャクラパーティ・ダイヤモンド事件」¹である。この裁判の判決文には次のようにある。

「生命を有する人造の微生物は合衆国法 35 条の下でも特許の付与を認められる。被告が発明した微生物は合衆国法 35 条が規定する「製造物」あるいは「物質の成分」の一部を構成するものである」と。

1972 年に本件の被告である微生物学者のチャクラバーティ氏は、自らの発明に関して、ジェネラルエレクトロニクス社に対し特許申請を行った。氏の発明は、原油の複数の成分を分解することが可能な「人造の」遺伝子組換え微生物であった。つまり、自然から発生した微生物ではなかった。この人造の微生物の特有な性質のために、チャクラバーティ氏の発明は（海上での）石油流出処理にとって貴重な発明になると信じられていた。

チャクラバーティ氏が特許を主張する対象は 3 つに分類される。第一は微生物を生産する行程に関するものである。第 2 に、藁のように水上を浮遊する保因物質と新しい微生物からなる接合源(inoculum)である。第 3 は、微生物そのものに対してである。特許審査官は最初の 2 項目に対する特許については認めたが、次の 2 つの理由により微生物に対する特許は認めなかった。ひとつは、微生物が「自然の産物」であることと、合衆国法 35 条 101 項が規定する特許保護対象は生物を含まないと判断したためであった。

チャクラバーティ氏は自らの発明に対し特許が認められなかったことを特許委員会に抗議したが、同委員会は、やはり生物が特許対象ではないという理由により、先の審査官の見解を認めた。1930 年に議会が植物特許法を無生殖植物にまで拡大したことに依拠しても、合衆国法 35 条は実験室で創造された生物にまで適用されるものではないと同委員会は結論付けた。しかし、関税・特許裁判所は、接戦投票の末、「微生物が生物であるということは特許法の目的に対し重要な法律上の意味をもち得ない」として特許委員会の決定を覆した。そして、米国最高裁判所もこの関税・特許裁判所の決定を支持する決定を下したのである。すなわち、チャクラバーティ・ダイヤモンド事件においては、生命を有する対象を特許保護対象とすべきかどうかという生命特許の倫理的側面ではなく、特許保護対象が自然界に存在するか否かが重要な争点となったのである。そして、この裁判の争点は、合衆国憲法 35 条 101 項の以下に引用する部分に対する解釈をめぐるものであった。

「新しく有益な工程、機械、製造物あるいは成分を発明した人々、あるいはそれらに対して新しく有益な改良を加えた人々は、誰であろうとも、この憲法が与える条件と要請を満たす限り、特許権を得ることができる」とある。

上の条文に対し、本件では被告が発明した（遺伝子組換え）微生物が「製造物」あるいは「成分」の構成物となりうるかが判断された。最高裁は「製造物」及び「成分」の意味については常識的な解釈をすべきであると判断する。まず、「製造物」については、「手製か機械製かに関わらず、利用を目的として原料もしくは新しい形態、性質（特質）（成分の）組み合わせを付与された物質から生産される商品」と定義した。また、「成分」については「化学的結合か機械による人工的な混合かに関わらず、あるいはガス、液体、粉末、固形といった形状に関わらず、二つ以上の物質の組み合わせである全ての合成物」と定義する。

しかし、合衆国法 35 条 101 項は無限に特許を適用するわけではない。自然法則、物理現象、抽象的アイデアは特許対象とはならない。したがって、地中における新しい鉱物資源や野生における新しい植物の「発見」は特許により保護されない。同様に、アインシュタインは彼の輝かしい「発見」である法則に対して特許をかけることなどできなかつたし、ニュートンも万有引力の法則に対して特許を保有することなどできなかつたであろう。これらの「発見」は「自然現象の発現」であり、全ての人々に対し「オープンアクセス」であって、誰に対しても「排他的な保有」が認められない。

以上の見地より、最高裁は被告が発明した微生物は明らかに特許資格を有すると判断する。チャクラバーティ氏の特許権の主張はいまだ知られていない自然現象に対するものではなく、自然的には発現しない製造物もしくは成分に対するものである。すなわちそれは、明確な名称、性質、利用目的をもつ人間の「発明」品とみなされたのである。このチャクラバーティ氏が開発した微生物が自然界に存在するものではなく人造物であるという点こそが、最高裁が微生物に対して特許保護を認める重要な理由となったのである。

このチャクラバーティ・ダイヤモンド判決は 5 対 4 という僅差でチャクラバーティ氏に対し特許権を認める結果となったが、生命特許を認める判決に反対した 4 人の判事の意見も公開されている²。その中で特に注目されるのが、特許

保護対象の範囲に関する意見である。換言すれば、あくまで生物は特許保護対象とはなりえないとの主張である。その根拠となるのが、特許保護対象を決定するのは司法ではなく議会であるとの見解である。米国議会は1930年に「植物特許法（PPA）」を制定し、無性生殖植物に対する特許資格を認め、1970年には「植物種保護法（PVPA）」の中で、有性生殖植物にまで特許対象を拡大した。しかし、判決に反対した判事の見によれば、これら2つの関連法は微生物にまで特許保護対象を拡大したわけではないという。つまり、これら植物種関連法が特許対象の境界を明確にしたことは、合衆国法35条101項を「生命を有するか否かに関わらず全ての発明が特許保護対象となりうる」という意味に解釈できないことの証左であると指摘する。換言すれば、最高裁判決が言うように、合衆国法35条101項がこの世における全ての発明を特許保護対象として包含するのであれば、なぜ関連法により植物の特許保護対象範囲を規定する必要があったのかという反論である。

このように、チャクラパーティ・ダイヤモンド判決において生命特許は認められないとする法解釈があったことを忘れるべきではない。

1.2 ヒバード見解

チャクラパーティ・ダイヤモンド判決において生命特許が認められたことで、すぐに動植物に対する特許権の付与を加速したわけではなかった。それは、既述したとおり、この最高裁の決定がPPAやPVPAに照らして不確実であったためである。とはいえ、1985年には「米国特許審査委員会(Board of Patent Appeals)」が50年にわたる特許政策を覆し、植物に対する特許権認定をルール上認め、1年後の1986年には初めて培養組織、種子、組織培養を通じて作られた植物（トウモロコシ）全体に対する特許権を与えた。そして、翌年の1987年には動物への特許権付与が認められた。これら一連の動きに対し重要な影響を与えたのが1985年の「ヒバード(Hibberd)見解」³である。

このヒバード見解は米国特許委員会が合衆国法35条101項に基づいて、トウモロコシよりもトリプトファンを増殖する能力のある新種のトウモロコシ（植

物、種子、組織) に対して特許資格を認めなかった判定の妥当性をめぐるものである。つまり、植物種の発明を特許保護対象から除外すべきかどうか問われたのである。このヒバード見解は、米国特許委員会が合衆国法 35 条 101 項に基づいて、このトウモロコシ(植物、種子、組織) に対して特許資格を認めなかった判定を破棄するとの判定を下した。換言すれば、植物種に対する特許付与を支持したのである。

特許申請の棄却は合衆国法 35 条 101 項にのみ基づいてなされた。特許資格が認定されなかった種子と植物については、「植物と種子に対する特許認定はPVAに基づいて特許認定の可否を判断すべき対象であるので、合衆国法 35 条 101 項の範囲で判断するのは適当ではない」というのが特許委員会の判断である。しかし、ヒバード見解は、1980 年のチャクラバーティ・ダイヤモンド事件の判決において、最高裁が生物を特許対象として認めたことや、1952 年に最高裁が「この世の全ての発明が特許対象となりうる」と判断したことを考え合わせると、35 条 101 項の特許保護対象範囲は拡大してきており、今回の特許認定の棄却は支持できないと指摘した⁴。特に、最高裁のチャクラバーティ判決に依拠すれば、「植物を含む」人造の生物が特許対象となりうることは審査官も認めており、しかも審査官がハイブリッド型の種子や植物に対して特許資格を認めたことは、この審査官が特許対象を人造の生物にまで拡大した証拠であると主張した⁵。

特にPPAとPVPAという2つの植物関連法による特許保護対象範囲の規定に関しては、チャクラバーティ・ダイヤモンド事件でも問題となった。同事件の判決に異を唱えた判事の中からは、植物関連法の制定が合衆国法 35 条 101 項のもとで認められた生命特許に対して特許対象の範囲を制限するものであるとの解釈がみられたが、ヒバード見解はそれら植物関連法の条文を検討した結果、合衆国法 35 条 101 項のもとで植物に対する特許保護が除外されるとの明確な証拠は得られなかったと反論している。また、ヒバード見解は、米国議会が1970年の上院報告の中で、PPVAが現行システムの範囲で認めている特許保護を変更するものではないと明言していることに依拠し、合衆国法 35 条 101 項は、チャクラバーティ・ダイヤモンド判決において最高裁が指摘したように、生命の有無に関わらず、全ての発明に対し与えられるという姿勢を踏襲している⁶。

このように、ヒバード見解において、植物種に対する特許保護が認められた背景には、チャクラバーティ・ダイヤモンド事件において最高裁が微生物という生命体に対し特許保護を認める判決を下したことが根底にある。

1.3 WTO の TRIPs

世界貿易機関(WTO)の「知的所有権の貿易関連側面に関する協定(TRIPs)」⁷は1995年にWTOの創設に合わせて発効した。同協定の第27条1項は特許の適用対象について「新しいものであり、発明的な方法を含み、産業的応用が可能であるならば、全ての技術分野の発明に対して適用可能である」と規定している。これは加盟国が特許対象範囲を決定する際に採用している基準と合致している。しかし、同条2項は、加盟国が人間、動物及び植物の生命・健康の保護や環境に対する深刻な損害の回避のために防止することが必要となる商業的資源開発を特許対象の発明から除外できると規定している。さらに、同条3項(a)は、人間や動物の治療用の診断、治療および手術に関する方法を特許対象から除外すると規定しており、同項(b)は微生物を除く植物と動物、および非生物学的・微生物学的プロセスを除く「植物と動物の基本的な生物学的プロセス」について各国に特許適用禁止を認めている。逆に言えば、TRIPs協定はチャクラバーティ・ダイヤモンド事件の争点となった微生物に対する特許保護を認めていることになる。

また、この27条3項(b)は、加盟国が特許や有効な独自の方法、あるいはその両者の組み合わせにより植物種を保護することについて規定できると定めている。さらに、植物と動物の生育する非生物学的かつ微生物学的プロセス、すなわち植物と動物がクローンまたは遺伝子的に改変されていれば、特許の対象となり、同協定は加盟国にその保護を求めることができる。またTRIPs協定は各国が微生物についての財産的請求を保護するよう求める。これらの中には、人間と動物の細胞系(セルライン)、遺伝子、へその諸細胞が含まれる」と規定されている。したがって、遺伝子組換え生物に対する特許保護が認められており、医療目的に限定するという条件も付されていないことから、倫理的側面からのア

プローチよりも産業的・商業的利用の側面が重視されているといえる⁸。

1.4 EC98年指令

ヨーロッパでも、ヨーロッパ特許局が1988年に植物に対して特許権を与えたのに続いて、10年後の1998年には生命特許に関する「EC指令(98年指令)」⁹が制定されたことにより、ヨーロッパでも生命特許が制度上認められた。その前文第21パラグラフは、米国における生命特許の議論と同様に、生命保有の有無ではなく、自然界が達成できるものかどうか、換言すれば人間のみが実践できるものかどうか、生命特許を認める基本的な要素であると明記している。

しかし、この98年指令の真骨頂は「人間の尊厳保護」を特許法の基本原則としている点である。それは、第6条にあるように、倫理的側面から特許対象範囲を制限することや生殖細胞を含む人体はその形成と発展のいかなる段階においても特許対象とならないと規定したことに顕著である。同時に、第4条1項は動植物種や動植物を生産する生物学的工程 - 遺伝子の組換えを含む - も特許対象から除外している。さらに、たとえバイオテクノロジーという自然界に存在しない人工的な手段であるとしても、遺伝子組換えを行った発明を特許対象から除外することは同指令の前文にも明記されている。しかし、人間や動物に対し医療上の利益をもたらす場合には遺伝子組換え植物が特許対象から除外されることはない。すなわち、難病や奇病の治療薬開発に貢献するという条件付ではあるが、遺伝子組換え動植物に対する特許保護を認めているのである。

2 植物種をめぐる資源の所有と利用

2.1 UPOV条約と農民特権

WTOの全ての加盟国は、特許を通じて新植物種に対する開発者の権利保護システムの構築を求められている。その際、WTO加盟国は国連食糧農業機関(FAO)の「新植物種保護国際組合(UPOV)」のもとで先進国が遵守している「品種改

良家の権利(breeder's right)¹⁰や特許権を採用するか、あるいは独自のシステムをつくるかを選択できる。UPOV条約は1961年に採択され、1991年に改正された。1991年改正の現行UPOV条約(1991年条約)の第1条5項によれば、品種改良家(breeder)には、品種を栽培、発見もしくは開発者した人々とその雇用者もしくは加盟国における関連法の規定に従って彼らに業務を依頼した人々、品種の改良、発見および開発した人々の後継者が含まれる。したがって、UPOV条約が規定する品種改良家には、農民やGM作物の開発者であるバイオ多国籍企業も含まれることになる。しかし、FAOは、この品種改良家の権利は品種に対して与えられるのであって、それに含まれる遺伝子は対象とならないとしている¹¹。しかも、品種改良家の権利は品種改良家の技術そのものを保護するものではないという点で、特許権とは異なるのである。

何より注目されるのは、UPOVの1961年条約(1961年条約)が品種改良家免責(breeders' exemption)」と「農民特権(farmers' privilege)」¹²を認めていたことである¹³。品種改良家免責とは、いかなる品種改良家も(品種改良家の権利のもとの)保護種を新種開発のための遺伝子資源として自由に利用することができるというものである。すなわち、この品種改良家免責は、多国籍企業と農民の双方を含む全ての品種改良家に対して、遺伝子資源に対する無制限のアクセスを認めるものといえる。次に、農民特権とは、(開発者や特許所有者の)許可を得なくとも、あるいは特許料を支払わなくても、農民が保護種から得た種子を次年度の播種のために利用できるというものである。つまり、品種改良家の権利が認める品種改良家免責と農民特権は、遺伝子資源がアクセスの自由な「共有資源(a common heritage)」であるという原則に基づいて規定されているといえる¹⁴。1961年条約第2条には、品種改良家の権利の保護形態が規定されている。その中で、特許が権利保護の形態として明記されている。

では、1961年条約における品種改良家の権利保護の範囲についてみてみよう。同条約の第14条1項は保護種の繁殖に関する品種改良家の権利の範囲を規定している。それによれば同条約が規定する品種改良家の権利の範囲は以下のとおりである。

生産および再生産

繁殖のための品種改良

商品化

販売および市場放出

輸出

輸入

上記 ~ までの目的による貯蔵

そして、同条 5 項(c)が遺伝子組換えによる変形も派生種に含まれることを明記していることから、1961 年条約のもとでは GM 作物に関しても上記 ~ の行為が品種改良家として保証されることがわかる。

次に、1991 年の UPOV 条約改正による品種改良家の権利の変化をみよう。この条約改正で重要なのは、1961 年と 1978 年の条約では規定されていなかった品種改良家の権利保護の例外事項が設けられたことである。同条約第 15 条は品種改良家の権利の例外事項について、「強制的除外」と「任意的除外」に分けて規定している¹⁵。まず、強制的除外の項目としては、個人的・非商業的目的に関する行為、実験を目的とする行為、第 14 条 5 項が定義する派生種を除いたその他の品種に関する行為の 3 点が含まれる。また、任意的除外の規定をみれば、第 14 条に関わらず、各加盟国は妥当な制限を設け、農民の法的利害の保護に従うのであれば、自ら所有する土地における増殖を目的とする利用であっても、収穫物の利用に関する品種改良家の権利を制限できると規定している。特に重要なのは、UPOV 条約が強制的制限において非商業的利用を品種改良家保護対象から除外したことである。1991 年の改正で初めて自家使用や非商業的利用が品種改良家の権利の適用から除外されたことは、1961 年条約では、市販用の種子を自家使用するために生産・保存する権利が品種改良家に認められていたことを意味する。しかし、1991 年の改正で加盟国が品種改良による新種子開発を商業目的に限定しなければならなくなったことは、「品種改良の商業化」を意味する。

この品種改良の商業化に加えて、1991 年の条約改正はまた、遺伝子資源に対する「排他的所有権」を強化している。条約改正に先立って出された FAO の植物遺伝子資源委員会の文書によれば、遺伝子資源に対し特許権を認めるようにとの圧力が強まる中で、条約改正により品種改良家の権利の下で保障されていた

遺伝子資源に対する自由なアクセスはさまざまな制約を受けるようになったと指摘している¹⁶。1961年条約は同一の植物種に対して複数の知的所有権、- 例えば、特許権と品種改良家の権利の両方 - を拡大することを禁じていたが、1991年条約ではこの条項が削除され、加盟国が許可すれば植物種に特許権を認める道が開かれた。これは、1985年のヒバード見解が認めた事項でもある。

また、1991年条約には、「本質的派生種 (essentially derived varieties)」の原則が導入された¹⁷。この原則は、特許権の付与を通じて、遺伝子資源の種別をより明確にするためのものである。農業部門における遺伝子資源の選択の幅が拡大し、農民はさまざまな遺伝子資源の中からコストに見合う種を選択できることがこの原則を導入する上で期待される効果である。しかし、この原則のもとで遺伝子資源が特許権により保護されることで、特許権を保有しない他の品種改良家は遺伝子資源のアクセスに対し特許料を支払わなければならないことから、FAOは自由で無制限なアクセスを認めた品種改良家免責の原則が制限されると指摘する¹⁸。

さらに、品種改良家の権利に含まれる農民特権の原則も、1991年の条約改正により、それを行使するかどうかは加盟国の裁量にゆだねられることになった¹⁹。したがって、加盟国の中には、収穫された種子を翌年の耕作へ自由に利用することを認めた農民特権を除外する場合もありうることになる。

以上で述べたように、1991年におけるUPOV条約の改正は、遺伝子資源の性格を変えるものとなった。条約改正までは共有資源(財産)として位置づけられてきた遺伝子資源は、特許権の対象となったことにより、私有財産としての性格が強化された。これは、品種改良家免責や農民特権の制限とコインの表裏の関係にある。そして、同一の遺伝子資源に対し特許権と農民特権という複数の所有権を認めたことがバイオ多国籍企業と農民との間の利益配分をめぐる対立を生むことになる。この点については第3節で論じる。

2.2 技術利用合意と脅かされる農民特権

今日の種子市場は少数のバイオ多国籍企業に支配されるようになってきている。このバイオ多国籍企業による種子市場の支配をエコロジスト誌のデータ²⁰に基づいて述べてみたい。同誌によれば、20年前には何千もの種子生産企業が存在したが、今日ではわずか10社で世界の種子の33%までを供給していると報道している。これは、少数のバイオ多国籍企業が種子生産企業を買収した結果である。特にアフリカでは、モンサントやデュポンといったバイオ多国籍企業の市場支配が顕著であり、シンゲンタ、デュポン、モンサントの3社で種子市場を支配しているといわれている。中でも南アフリカ共和国ではモンサントのシェアが軒並み高く、トウモロコシ市場の60%と小麦市場の90%を支配していると報道されている。2000年には、欧米に本拠地をもつバイオ多国籍企業6社で世界のGM作物市場の98%、農薬市場の70%をそれぞれ支配しており、2001年に世界で栽培されたGM作物のじつに91%がモンサント社製のものであった。さらに、モンサントやデュポンは、他社に比べて、除草剤や殺虫剤などの作物保護市場向け生産に占めるGM作物の比率が高く、特にデュポン社はGM作物が作物保護市場向け生産の約50%を占めている。しかも、米国におけるバイオテクノロジー関連植物に関する特許をみても、わずか6社のバイオ多国籍企業がその54%を保有するとみられている。

バイオ多国籍企業が特許権を通じて種子市場を支配する結果、農民は、種子の選択が著しく制限され、GM作物の導入を余儀なくされる。また、バイオ多国籍企業は、農民が種子を貯蔵し、それを再播種するという伝統的な慣行を禁止し、農民が毎年新しい種子を購入しなければならないようにする。しかも、遺伝子組換えにより、作物の繁殖力を抑制すれば、当該作物の種子生産能力が低下するために、農民は物理的に種子の貯蔵が困難になり、新しい種子を購入せざるを得なくなる。この現象は、農民がGM作物を導入する際にバイオ多国籍企業と結ぶ「技術利用合意(Technology Use Agreement: TUA)」の内容をみれば明白である。

バイオ多国籍企業はTUAを通じて農民特権を制限する。農民がGM作物を導入する際にはバイオ多国籍企業とこのTUAに同意する必要がある。では、農民は

TUAにおいてどのようなことを要求されているのであろうか。モンサント社が開発したGM作物(Round-up Ready: RR)カノーラのTUA²¹によれば、TUAが農民特権が制約する点は以下の3点に要約できる。

第1に、TUAに同意した農民は一度限りのみGM作物の栽培を許され、再播種、販売、譲渡を目的とした種子の貯蔵と再播種を目的とした種子の運搬は認められない。さらには、(種子を購入していないにもかかわらず)GM作物が自生している場合、それから収穫を得ることは許されないと記されている。これらは直接的に農民特権を制約する内容といえる。

第2に、モンサント社がRRカノーラを購入した農民に対してもつ監視の権限である。TUAには、モンサント社がTUAの内容が遵守されているかどうかを確認する目的で、ラウンドアップカノーラの品種改良家に対し向こう3年間は農民の監視、栽培作物のサンプル採取、(遺伝子組換えか否かに関わらず)カノーラを栽培する全ての土地における試験、農地と貯蔵所に対する監視を行う権限を与えられる。

第3に、農民が無許可でラウンドアップレディカノーラの種子を利用した場合のペナルティである。これは、農民が自らの土地に自生するGM作物を農民特権に基づいて利用することを禁止するものである。このTUAに従えば、農民が無許可でRRカノーラを栽培した場合、将来におけるTUAを得る機会を失い、モンサント社の裁量により、原稿のTUAは即時停止されると記されている。モンサント社は種子に対する管理の維持と無許可で栽培した場合に同社がこうむる巨額の損失を考慮して、無許可で栽培した場合には次の(a)~(d)のようなペナルティを農民に課すとしている。

(a) 無許可でRRカノーラを栽培した土地について、1エーカー当たり15ドルをモンサント社に対し支払う。

(b) 無許可で利用して生産したRRカノーラの種子全てをモンサント社もしくはその代理人に但し引き渡すこと。但し、その費用は品種改良家の負担とする。

(c) TUAに違反してRRの遺伝子を含む種子を販売、譲渡、運搬した場合には、それらの行為のためにRRカノーラを栽培した土地について、1エー

カー当たり 15 ドル、もしくは売上額に等しい金額をモンサント社に対し支払う。

(d) 訴訟手続き費用や弁護士雇用費用など、品種改良家が TUA に違反した結果モンサント社にかかる訴訟費用の一切は品種改良家の負担とする。

TUAを通じてバイオ多国籍企業が農民特権を抑圧する一方で、無断でGM作物を貯蔵・再播種する農民が増加した。いわゆる「シードパイラシー(種子の著作権侵害)」である。バイオ多国籍企業と農民との間のシードパイラシーを巡る係争は、1998年の11月には475件²²であったが、2003年7月現在では550件²³に増加したといわれている。すでに述べたように、農民が意図的にGM作物を無断で貯蔵・再播種した場合には違法となる。1998年には、ケンタッキー州リードの農民チェイニー(David Chaney)氏がモンサント社の開発した遺伝子組換え大豆RRを無断で貯蔵・再播種し、隣人の農民と交換したとして、モンサント社に対し35000ドルをロイヤルティとして支払うことと、同社が自らの大豆栽培に関する記録を向こう5年間利用できることにも同意させられるという「チェイニー事件」²⁴が起きた。この事件で、モンサント社が同氏に対しロイヤルティの支払いを要求したことは、一見正当な行為に見えるが、チェイニー氏が行った種子の貯蔵・再播種・近隣農民との交換は、先述した農民特権の下ではごく当たり前の行為である。しかし、特許権が認められたGM作物に関しては、この農民特権は通用しない。

チェイニー事件は、違法であることを承知でRR大豆の貯蔵・再播種・交換を行ったケースであった。しかし、GM作物が風や受粉などの自然現象によりそれを栽培していない農家の土地に自生し、従来作物に混入したGM作物を無意識のうちに貯蔵・利用した場合特許権の侵害となるのであろうか。この問いに対する解答を知る上で、重要な手がかりとなるのがカナダで係争中の「シュマイザー・モンサント事件」である。節を改めて、この事件の内容を詳述してみたい。

3 特許権と農民特権のコンフリクト - シュマイザー・モンサント判決

3.1 事件の概要

シュマイザー・モンサント事件は、2001年3月29日に、バイオ多国籍企業であるモンサント米国本社（米モンサント社）およびモンサントカナダ社（加モンサント社）がカナダ特許（1313830号）を保有する除草剤耐性型GM作物（RRカノーラ）であるRRを違法に栽培・収穫したとして、同社がカナダのサスカチュワン州ブルーノで農業に従事するシュマイザー氏とその法人組織であるシュマイザー・エンタープライズを訴えた事件である。以下では、カナダ連邦裁判所が公開している判決文（第一審）²⁵とそれに続くシュマイザー氏側の控訴に対する連邦控訴裁判所の決定（控訴審）²⁶に基づいて、事件の争点と判決結果を述べてみたい²⁷。

原告側は、1998年にシュマイザー氏が、TUAに調印することなく、カナダ特許の適用を受ける遺伝子あるいは細胞を有するグリホサート耐性菜種（カノーラ）の種子を植え、栽培・収穫したと主張した。これに対し、シュマイザー氏は、1998年に自らの畑にグリホサート耐性型のGMカノーラ（RRカノーラ）が存在したことを否定しなかったものの、原告の特許対象となっている種子を意図的に植えたことも植えさせられたことも全く無いことを強調した。シュマイザー氏の主張によれば、1993年から1999年の期間においてカノーラの種子を新規に購入してはいない。しかし、1999年にはモンサント社による調査が開始されたこともあり、シュマイザー氏は弁護士のアドバイスに従って、前年の収穫から得られたカノーラの種子を全て廃棄し、1999年のカノーラ栽培のための種子を新規に購入している。これについては、連邦裁判所も疑いの余地がないとしたものの、1999年以内にシュマイザー氏が栽培するカノーラ畑に遺伝子組換えカノーラが自生していることも事実であると同裁判所は指摘した。

連邦裁判所はシュマイザー氏の畑にモンサント社が開発したRRカノーラが存在していたかどうかをめぐっては、いくつかの発芽実験と除草剤ラウンドアップ散布テストの結果を引用している。ここでそのすべてを紹介することはできないが、要点はシュマイザー氏の畑から採取した種子に対し発芽実験を実施

し、発芽したサンプルに除草剤ラウンドアップを散布したところ、その 60-98% が枯れなかったということである。第一審判決文の第 40 パラグラフによれば、問題となったシュマイザー氏が 1998 年の収穫に用いた種子は、彼の雇用者であるモーリッツ氏が前もって除草剤ラウンドアップを散布したフィールドから収穫し、トラックに貯蔵し、コンバインでフィールドに播いたものである。判決文第 39 パラグラフによれば、シュマイザー氏は、問題の種子を栽培した結果、少なくとも 3 つのフィールドにおいて、ラウンドアップを散布されたカノーラの約 60% が枯れなかったと推計している。この推計はモーリッツ氏の証言とも一致しているという。さらに、モーリッツ氏の種子に関する知識はシュマイザー氏とその法人から与えられたものであり、同氏は収穫においてもシュマイザー氏の全面的な指導を受けていたといわれている。これらの証拠に基づいて、連邦裁判所はシュマイザー氏がトラックに貯蔵した種子の性質を知っていたことを推定できると判断した。

原告は、このシュマイザー氏の行為がカナダ特許法のもとで原告が所有する遺伝子、細胞、植物及び種子の利用・再生産に相当し、それを無断で行ったことは特許法に違反すると主張する。第一審判決文第 10 パラグラフをみれば、モンサントカナダ社は、シュマイザー氏が 1998 年にカノーラを栽培した 1030 エーカーについて、1 エーカーあたり 15(カナダ)ドルの賠償を請求したとある。この計算に基づけば、賠償額の総額は 1 万 5450 ドルとなり、これは原告側の特許対象となっている種子を栽培することに対するライセンス料に相当する。さらに、米モンサント社は、シュマイザー氏が得た収益を 10 万 5000 ドルと決定した。米モンサント社と加モンサント社が個別に損害額を決定できない場合には、原告側は合同して 10 万 5000 ドルを請求することになる。さらに、原告弁護団は、事件再発防止のため、刑法上の賠償額として 25000 ドルを要求した。

以上が事件の概要であるが、カナダ連邦裁判所は、第一審において、この係争に対し次のような判決を下した。

「あらゆる可能性を考慮して、被告は 1997 年に自らが除草剤ラウンドアップ耐性であることを知りながらも、貯蔵した種子を用いて、1998 年に 9 箇所の畑において R R カノーラを栽培し、そのカノーラを収穫・販売したことは、原告が

カナダ特許 1313830 号のもとで有する排他的権利を侵害するものと判断される」(判決文第 146 パラグラフ)とある。

さらに、2002 年 9 月 4 日に、連邦裁判所はシュマイザー氏の控訴に対し、それを無効とする判断を下している。では連邦裁判所がシュマイザー氏側に有罪の判決を下したポイントは何だったのであるだろうか。これらについて、節を改めて整理してみたい。

3.2 判決の争点

今回の判決で重視された点は、以下の 4 点である。

意図せざる侵害

シュマイザー氏側は、その GM 作物がもつ除草剤耐性の性質により重大な損害や損失を与えられたと主張した。シュマイザー氏によれば、通常の除草剤では当該 GM 作物の成長をコントロールすることは不可能であり、この GM 作物の混入は作物の選択に対して介入する結果、GM 作物以外の植栽を困難にし、新たな農業慣行を強要すると主張した。

判決文第 11 パラグラフでは、シュマイザー氏側弁護団が GM 作物を栽培する意志のない農民に対する権利の侵害であると主張している。これは、GM 作物を栽培することが不可抗力であるという点に関連している。たとえ原告の特許対象である遺伝子が同氏の栽培したカノーラに存在していたとしても、作物に除草剤ラウンドアップを使用しないかぎりそれを発見することはできない。仮に除草剤ラウンドアップを散布すれば非遺伝子組換え (Non-GM) 作物は枯れてしまうことになり、逆に、Non-GM 作物が枯れるのを防止するためには、当該組換え遺伝子を使用しなければならないという一種のジレンマが存在するので、特許保護を受けた遺伝子を含む種子の使用を特許権侵害と判断すべきではないとシュマイザー氏側は主張した。つまり、シュマイザー氏側は農民が除草剤ラウンドアップに含まれるグリホサート耐性の作物かどうかを判断することは不可能であるとして、特許権の侵害は非意図的なものである点を強調したのである。

さらに、シュマイザー氏側は、遺伝子の複製は人間の介入ではなく自然現象

によってなされるのであり、それは抑制されうるものではないと主張した。第一審判決文第 13 パラグラフ(b)によれば、シュマイザー氏側は、特許は自然的方法により利益とは無関係である主体の土地に拡散しうるような有害植物を作り出し、彼らに特許侵害を犯させるといふ暗黙の目的のために与えられうるとして、特許の無効を訴えたとある。換言すれば、原告が環境への組換え遺伝子の無制限な放出を抑制せず、その意思すらもたなかったために、当該遺伝子に対する排他的な特許権を行使する権利はないと強く主張したのである。

これに対し連邦裁判所は、まず作物の性質に関する無知や非意図的な特許権侵害を認めることはなかった。控訴審においても、控訴棄却文第 56 パラグラフの中で、従来の特許権侵害に関する事件において、侵害の意図が問題にされたケースは存在しないと指摘した。さらに、同パラグラフは、もともと特許に関する内容はほとんどの人々に知らされておらず、作物の性質に関する無知や侵害の意図の不足は当然の結果であり、これらを特許権侵害の理由として認めれば、特許権を有効に保護することができなくなると指摘している。最終的に、連邦裁判所は、シュマイザー氏に特許権侵害の意図があったかどうかに関わらず、モンサント社の特許権は保護されるべきであると判断した。

しかも、同裁判所は、遺伝子の複製が人間の介入ではなく自然現象によって生じるとしても、それが遺伝子の発明に対する特許保護とは矛盾しないと判断した。つまり、RRの遺伝子を含む植物の利用に対してのみ特許権が行使されるというのである。判決文第 85 パラグラフは、この特許権保護と自然異系交配が矛盾しない点を主張する際に、カナダ最高裁判所判事のレイマー氏による判決（「レイマー判決」）²⁸を引用している。レイマー判決は、生命特許の是非を問うものではなく、パイオニアブレッド社が人工的な交雑育種により開発した新種大豆の発明としての適格性をめぐるものであった。開発企業は、異系交配という自然現象によって生み出される新種の大豆には特許権が行使できないとの控訴審における控訴裁判所の判決を不服として、最高裁へ上告したが、レイマー判事はその上告を棄却したものである。連邦裁判所は、このレイマー判決において、異系交配の結果生み出される植物と人間による遺伝子操作によって作り出される植物とが区別されたことに着目する。つまり、シュマイザー・モンサ

ント事件に対する連邦裁判所の判決は、異系交配によって複製されたかどうかにかかわらず、特許により保護された遺伝子を含む限り、当該植物の利用はあくまで特許法により管理されるというのである。

制限なき放出

判決文第 94・95 パラグラフにあるシュマイザー氏側の主張によれば、モンサント社は、拡散を管理することなく、無制限に遺伝子組換え大豆を環境へ放出したことから、特許権に基づく排他的な利用の権利を要求することは無効であると主張した。シュマイザー氏側は、証拠として提出したブルーノ地区に生息する迷い植物（変種）の写真に基づき、モンサント社による無制限放出や GM 作物の複製に対する管理不足は、同社が広範囲にわたって当該 GM 作物の制御なき環境放出を行ったことの明確な証拠であると訴えた。シュマイザー氏側は、以上の理由に基づいて、モンサント社による広範で無制限な環境放出を完全に管理することは不可能であり、RR カノーラの自生及び他種植物との受粉はある程度まで不可避であると主張した。さらに、シュマイザー氏側の主張によれば、モンサント社は、事後的に対応したものの、拡散を予防するための管理義務を怠ったことから、発明に対して特許権に基づく排他的権利を要求する権利はないという。これに対し、連邦裁判所は、判決文第 96 パラグラフにおいて、シュマイザー氏側の主張を認めない判断を下している。同裁判所はその理由として以下の 3 点をあげている。

第 1 に、シュマイザー氏側が主張する結論がモンサント社の TUA に基づく証拠を無視している点である。同裁判所の判断によれば、この協定は、認可された生産者を除けば、TUA の規定を受ける種子が偶然に自生した場合であっても、それから派生した作物の販売、処分および利用目的の貯蔵を行わないよう求めているというのである。第 2 に、シュマイザー氏側の判断は特許作物の無認可栽培を監視するというモンサント社の努力を無視していると指摘する。判決文によれば、同社は認可された品種改良家や無断で栽培していると考えられている品種改良家の双方に対して監視を行っており、今回のケースでも無断で RR カノーラを栽培したとの疑いをもたれたシュマイザー氏に対しサンプル試験や実

験を何度も行った努力を見落とすべきでない」と指摘した。第3は、RR カノーラの近隣農家への好ましからざる拡散に関する苦情についてである。連邦裁判所は、RR カノーラが近隣の農家へ拡散した場合でも、モンサント社がそれらを畑から除去する努力を行ったので、同社に過失はないと判断した。

連邦裁判所は、これらの理由により、今回におけるモンサント社の行動は、シュマイザー氏側が主張するような当該 GM 作物の無制限な環境放出とは認められないとの決定を下した。さらに、控訴棄却文第 60 パラグラフも、仮にシュマイザー氏側の主張が正しいとしても、同氏がグリホサート耐性型カノーラであることを承知の上でそれを栽培した以上、モンサント社による拡散予防の努力が不十分であったことで同社の特許権放棄は正当化されるものではないと判断している。

品種改良家の権利と特許権のコンフリクト - 資源の所有と利用の分離

さらに、シュマイザー氏側は、カナダ特許 1313830 号に基づく特許権行使が品種改良家の権利保護法を侵害すると主張した。シュマイザー氏は、品種改良家の権利保護法に基づけば、農民特権が特許権に優先すると主張する。カナダ食糧監督庁(Canadian Food Inspection Agency)によれば、品種改良家の権利保護法は、品種改良家の権利に対する制限事項として、種子を貯蔵し再利用する農民特権の保護を認めている²⁹。また、判決文第 13 パラグラフ(c)には、(特許対象の種子の利用を)特許権侵害と判断するならば、原告は、実質的に新しい植物種に対する品種改良家の権利の保護を規定するカナダ「植物栽培権利法(品種改良家の権利保護法)」に照らして、(特許をかけることが)可能ではないといわれている植物に対して特許権を得ることになってしまうとある。このように、シュマイザー氏側は遺伝子組換えカノーラに対する特許権付与を問題視したのである。判決文第 77 パラグラフにあるように、シュマイザー氏側が品種改良家の権利保護法が 1990 年に実施されたことにより、「新しい植物種に関する知的所有権は特許法以外の法律によって管理されるべきである」という議会決定を引用した。

しかし、これに対し、モンサント社側は、品種改良家の権利保護法の下でも、

TUA があれば知的所有権の保護を主張でき、それには TUA を通じて RR カノラの栽培を許可された農民による種子の貯蔵・利用を阻止することも含まれると反論した。連邦裁判所も、第一審判決文第 80 パラグラフにおいて、1989 年に出された（後に品種改良家の権利保護法となる）「法案 C-15」に対する当時の農業大臣のコメントを引用して、品種改良家の権利保護法においては、発明者が特許法のもとで植物に関する特許登録を妨げるものは何もないと判断している。その農業大臣のコメントは、品種改良家の権利保護法は、農民に自らが栽培した植物に関して特許権使用料の支払いを受けることを可能にすることで公的・民間投資を促進するものではあるが、特許に関する法制化ではなく、あくまで品種改良家の権利に関するものであると指摘している。

さらに、品種改良家の権利保護法のもとでは、農民が自ら栽培した植物に対する特許権は認められているが、細胞やその細胞を生み出す（遺伝子組換えなどの「工程」）に対する特許権は認められていない。しかし、第一審判決文第 86~90 パラグラフによれば、遺伝子組換えは遺伝子を種子に注入するという「工程」であり、カナダ特許法第 2 条が特許対象の範囲として「新しくかつ実用的な技術、工程、機械、製造品もしくは物質の組み合わせ」が含まれると規定している³⁰ことから、品種改良家の権利保護法の内容に関わらず、モンサント社が開発した GM カノラの開発は「新工程」に相当するので、それに対する特許権は認められるとある。そして、連邦裁判所は、特許の法制化は品種改良家の権利保護法よりも広範なものであり、特許法に基づく新植物種の発明や新しい種類及び性質をもつ植物の開発につながる発明を阻害するものではないとして、「特許権と品種改良家の権利は相互に矛盾しない」との判断を下したのである。

また、シュマイザー氏側は、特許権を有する遺伝子や細胞を含む種子や植物の法的所有権が農民にあると主張した。連邦裁判所も、第一審判決文第 92 パラグラフにおいて、これを認めたものの、その種子や植物に対する農民の所有権は当該遺伝子や細胞を排他的に利用し販売する権利を包含するモンサント社の特許権に従わなければならないとして、特許権のみが他社に対して当該発明を利用することを許可しうると判断した。そして、シュマイザー氏側は、今回の事件のように、種が風で飛来し、昆虫、鳥、風などによって花粉が飛んでき

たことにより発芽した結果、（特許権で保護されている）種子や植物が農民の畑に存在する場合は、「迷い牛のケース」に相当すると主張した。この迷い牛のケースは、迷い牛の子孫が他の種に属する牛を妊娠させたことが認知されれば、迷い牛の飼い主は妊娠した牛の所有者に対する損害に対して法的責任を負わなければならないというものである。判決文第 93 パラグラフによれば、シュマイザー氏側は、この迷い牛のケースに依拠して、「資源 A を所有する人物 A が、人物 B の介入なしに、人物 B が所有する資源 A と区別のつかない資源 B に資源 A を注入した結果、資源 A' が生み出されたとしよう。この場合、資源 A' の所有者は人物 B である」と主張した。

これに対し、連邦裁判所は、同じパラグラフにおいて、今回の場合、迷い牛のケースと類似するものではないという判断を下した。シュマイザー氏は特許対象となっている遺伝子や細胞を含む種子や植物を「所有」することにはなるが、同氏は特許権で保護された遺伝子や細胞を含む種子や植物を「利用」する権利までも有することにはならないと判断している。すなわち、資源の「所有と利用の分離」である。

さらに、控訴棄却の判決文は、特許権の農民特権（植物に対する所有権）に対する優越性を明言した。この控訴棄却文によれば、シュマイザー・モンサント事件で重要なのは、シュマイザー氏に対し RR カノーラの所有権を認めるかどうかではなく、所有権が特許権に優越するかどうかに着目すべきであると指摘する。連邦裁判所は、シュマイザー氏の RR カノーラに対する所有権を認める用意があるものの、所有権が特許権に優越することは認められないどころか、所有権の特許権への従属を示す判例が存在すると指摘した。連邦控訴裁判所は、控訴棄却文第 52 パラグラフにおいて、機械の所有者と部品に対する特許所有者の関係を引用して、「特許所有者の同意なく（特許対象となっている）機械の部品を利用した場合、特許権の侵害となるので、機械の所有者は特許権対象の部品を除去するか、それができない場合には、機械そのものを特許所有者に引き渡すよう命じられる」³¹と述べている。このように、連邦控訴裁判所は、今回の控訴棄却においても、特許権の農民特権に対する優越を明言したのである。

おわりに

シュマイザー・モンサント事件は、UPOV 条約が認める農民特権と特許権の優越性をめぐって争われた。同事件の判決は、控訴棄却判決の中で特許権の農民特権保護に対する優越性を明言した。シュマイザー・モンサント事件の判決においては、自らの農地に自生する植物についてはその自由な貯蔵と再播種を認める農民特権を特許権保護に優越する選択も考えられたが、現実に出された判決はその逆であった。この判決の結果、既述したとおり、遺伝子資源の「所有と利用の分離」が生じ、Non-GM 作物を栽培する農家は、農民特権が特許権の圧力により縮小される。そして、農民特権が抑圧される結果、農民が自由に種子を貯蔵・交換することが著しく制約されるために、農業の公共財的性格が失われ、逆に商業化が強化されることになる。

さらに、シュマイザー・モンサント事件のように、自然現象により GM 作物の種子が混入した場合の管理責任をどうするかという問題が残る。今回の事件では、GM 作物の種子が自然現象を通じて環境放出したことに対するモンサント社側の管理責任は問われなかった。例えば、除草剤 RR に耐性をもつ GM 作物の種子がそれを栽培していない農家の土地に何らかの経路で自生した場合、それを確認するには RR を散布しなければわからず、それは Non-GM 作物を枯らしてしまうというコストを農民にもたらす。いずれにしても、シュマイザー・モンサント判決の教訓は、GM 作物を栽培しない農民が特許法や TUA のもとで利用することを許されない GM 作物の種子が混入することを防止・管理する費用の負担を余儀なくされることである。これは GM 作物を栽培しない農家にとっては社会的費用となる。すなわち、GM 作物の拡大は、近隣に GM 作物を栽培する農家が存在し自らはそれを栽培しない農家に対し資源の「利用なき管理」を強いるのである。

本稿は、生命特許の正当性に関して、倫理的側面ばかりでなく、農民特権とのコンフリクトという資源配分の問題としてとらえる必要があるとの問題提起である。シュマイザー・モンサント事件は現在最高裁へ上告中であり、いまだ結審していない。しかし、この事件の判決は将来におけるバイオ多国籍企業と

農民の間の資源子資源の利用に重要な影響を与えるであろう。したがって、今後この事件の動向をフォローし、バイオ多国籍企業の戦略が地域の資源・利用・管理の構造に与える影響を明らかにしたい。

註

- ¹ U. S. Supreme Court (1980) “Diamond v. Chakrabarty, 447 U.S. 303. (<http://caselaw.lp.findlaw.com>).判決内容の説明はこの判決文に基づいて行っている。したがって、説明の各部分については脚注を付記していない。
- ² U. S. Supreme Court, *op. cit.*
- ³ これは米国特許庁特許審査委員会のヒバード審査官の「一方的な見解(ex parte)」であり、裁判の判決に基づく事実ではない。なお、このヒバード見解の出所は以下のとおりである。Ex Parte Hibberd, et. al. (1985) 227 USPQ 443.
- ⁴ Ex Parte Hibberd, et. al., *op. cit.*, p.444.
- ⁵ *Ibid.*
- ⁶ Ex Parte Hibberd, et. al., *op. cit.*, p.445.
- ⁷ WTO “Agreement on Trade-related Aspects of Intellectual Property Rights” (text). (http://www.wto.org/english/docs_e/legal_e/27-trips.pdf)
- ⁸ TRIPs協定に関する批判的な研究としては以下のものがある。
Wallach, Lori and Michelle Sforza (Public Citizen’s Global Trade Watch) (1999) *Whose Trade Organization?: Corporate Globalization and the Erosion of Democracy*, Public Citizen Foundation = 海外市民活動情報センター監訳 『誰のためのWTOか?』(緑風出版、2001年、144頁。
- ⁹ EC (1998) “Directive 98/44/EC of the European Parliament and of the Council of 6 July 1998 on the legal protection of biotechnological inventions”, *OJ L213*, 7.30.1998. (http://europa.eu.int/eur-lex/pri/en/oj/dat/1998/l_213/l_21319980730en00130021.pdf)
- ¹⁰ ここで注意しなければならないのは、品種改良家の権利は同じUPOV条約が規定する「農民の権利(Farmer’s Right)」とは異なる点である。農民の権利は、1987年に開催されたFAOの植物・遺伝子資源委員会の第2回会合で考案されたコンセプトで、発展途上国の農民が長い歴史の中で生殖質(germplasm)の発見において果たしてきた重要な役割を認識すべきであると主張している。農民の権利は、バイオ多国籍企業(公式の開発者)が発展途上国の遺伝子資源を利用してバイオテクノロジーを開発した結果得られる利益は、発展途上国の農民(非公式の開発者)にも配分されるべきであるという点で重要である。一方、品種改良家の権利は、先進国で規定されているもので、新種を生み出した生産者に対し、一定の期間に限って独占的利益を認めるものである。したがって、バイオ多国籍企業もその品種改良家に含まれるのである。この点については、FAOの次の文書を参照されたい。FAO (1989) *Implications of New Biotechnologies for the International Undertaking (CPRG/89/9)*, pp.3-4.
- ¹¹ ここが重要なポイントである。品種改良家の権利は植物種そのものを対象とするものであり、植物に注入された組換え遺伝子は特許権により保護されることとは区別が必要である。
- ¹² ここでもこの「農民特権」は「農民の権利」とは異なることに注意しなければならない。農民の権利は、品種改良家の権利とは別に定義される概念であるが、農民特権は品種改良家の権利に含まれる点が重要である。
- ¹³ 品種改良家免責と農民特権については次を参照されたい。FAO (1991) *Biotechnology and Plant Genetic Resources Elements of a Code of Conduct for Biotechnology (CPGR/91/12)*, pp. 6-7.
- ¹⁴ 先述したヒバード見解においても、特許保護を棄却した審査官は植物種に対し特許保護

を認めることはUPOV条約違反であるとの見解を示したと言われている。結局、ヒバード見解は米国が同条約を批准していないことを理由にこれを却下した。

¹⁵ UPOV (1991) *Act of 1991 International Convention for the Protection of New Varieties of Plants*, p. 11. (<http://www.upov.int/en/publications/conventions/1991/pdf/act1991.pdf>)

¹⁶ FAO (1991), *op. cit.*, p.7.

¹⁷ *Ibid.*

¹⁸ *Ibid.*

¹⁹ *Ibid.*

²⁰ *The Ecologist* (July/August 2003), p. 33.

²¹ モンサント社が同社の開発した遺伝子組換えカノーラ(RR)を導入する農民と結ぶ技術利用合意 (TUA) がNGOであるNon-GM-Farmersの下記ホームページで公開されている。
(<http://www.non-gm-farmers.com>)

²² PREMEDIA Business Magazines & Media Inc. (1998) “Seed piracy A risky bet,” *Farm Industry News*, November 1, 1998. <http://farindustrynews.com>

²³ *The Ecologist*, July/August 2003, p.37.

²⁴ Simpson, Alan MP. (July 1998) “Food rights for the next century,” *SCGN*, no. 145. <http://www.popter.org.uk/scgn/articles/9907/page5b.htm>.

²⁵ Federal Court of Canada (May 29, 2001) *Monsanto v. Percy Schmeiser (2001 FCT 256)*. <http://decisions.fct-cf.gc.ca/fct/2001/2001fct256.html>.

²⁶ Federal Court of Canada (May 29, 2001) *Monsanto v. Percy Schmeiser (2002 FCA 309)*. <http://decisions.fct-cf.gc.ca/fct/2002/2002fca309.html>.

²⁷ 以下の判決内容の説明は判決文に基づくものである。したがって、特に断りのない限り、個々の説明箇所には脚注を付記しない。

²⁸ これはカナダ最高裁レイマー判事がこの事件の判決 ([1989] 1S.C.R) の中で、カナダ高等裁判所マーキャウ(Marceau J.)判事が判決 (「 1987 」 3 F. C. 8) において「カナダの特許法は生物の特許対象から除外するものではない」と述べたことを受けて下した判断である。なお、レイマー判決の判決文は以下で入手可能である。 (<http://recueil.cmf.gc.ca/fc/2000/pub/v4/2000fc27094.html>)

²⁹ Canadian Food Inspection Agency (2003) “A Guide to Plant Breeders’ Rights.” (<http://www.inspection.gc.ca/english/plaveg/pbrpov/guides.shtml>)

³⁰ Canadian Intellectual Property Office (2002) “A Guide to Patents,” p.2. (<http://cip.gc.ca>)

³¹ 例えば、*Stiga Aktiebolag v. S. L. M. Canada Inc.* (1990), 39 F.T.R. 13 を参照。